

平成27年第5回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年5月26日（月）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎 4階 大会議室

3. 出席委員 33名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

25番 栗林 睦和

委 員

1番大澤 英之	11番廣瀬 啓治	21番衛藤 由澄	31番大塚 弘士
2番加藤 正信	12番田中真理子	22番佐藤 高信	32番山月 憲昭
3番佐藤有太郎	13番佐藤 幸市	23番小野 七郎	33番甲斐 善馬
4番利光 末子	14番田中 俊行	24番佐藤 靖司	34番小山 豊康
5番坂本 成一		25番栗林 睦和	35番後藤 義昭
6番安部 義浩	16番梅木 敏弘	26番二宮 正男	36番穴井 幸男
7番佐藤 義男	17番縣 次男	27番溝口 正剛	
8番吉廣 順一	18番加藤 康男	28番庄野 誉	
9番後藤 慶子		29番佐藤 圭介	
	20番那須 紀子	30番佐藤千代信	

4. 欠席委員

10番佐藤 勝規 15番首藤 勝磨 19番佐藤 邦政

5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告
- ②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議
- ③農地法第3条の規定による所有権移転の許可取消願いの審議
- ④農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議
- ⑤農地法第4条の規定による許可申請の審議
- ⑥農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議
- ⑦農業振興地域整備計画の変更についての審議

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

事務局次長 配布資料の確認 説明

事務局長 行事報告 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、33名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議 長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「35番後藤義昭」委員さんと「36番穴井幸男」委員さんの2名にお願いします。よろしくお願いします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第7までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお願いします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

(議案1号 1件)

議 長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について議案朗読説明
議案1号につきましては、双方の合意による解約であり、問題ないと考えます。

議 長

議案1号につきましては、報告ということでした承いたしたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議案2号～20号 19件)

議 長

日程2、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事 務 局

日程2、農地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案2号から20号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

議案2号から4号は利用権、継続設定の案件です。

議案第2号から4号について、質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議案5号について、議席番号18番加藤 康男委員より説明をお願いします。

18番加藤 康男委員

議案5号、6号一緒に説明してよいでしょうか。

貸付人の加藤敏文さんは、相続により農地を取得しており、東京におられますので、昨年までは地元来鉢の人に作ってもらってたんですが、その人がもう作れないということで、作り手を探しておりました。それで5号では加藤喜美司さん、6号では佐藤哲也さんが作ることになりました。両名共にこれまで農業をしてくれていますので、問題はないと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案7号について、23番の小野 七郎委員が借受人となっていますので、会議規則12条の規定により、退席をお願いします。

説明を、議席番号35番後藤 義昭委員さんよりお願いします。

35番後藤 義昭委員

借受人の小野 七郎さんは、農業の生産部門では、わたしたちの先輩でありますので、私の方からは何も申し上げることはございません。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

小野委員さん、お入り下さい。

小野委員さんへ報告いたします。
審議の結果、多数で承認されましたので、報告いたします。

議案8号について、議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

貸付人、借受人は親子でありまして、子供さんはこれまで、農業委員会の総会に出席し、議案の説明をしております。指導する立場にある人ですので、私の方から長田さんへ何も言うことはありません。

議 長

質疑を受けます。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案9号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

貸付人の阿部さんが健康状態に問題があるということで、田んぼの近くに住んでいる後藤さんをお願いをしたということです。別に問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案10号について、議席番号23番小野 七郎委員より説明をお願いします。

23番小野 七郎委員

先日、現場に見に行ってきました。大変山奥で、よくもこんな奥まで作ってるなあというようところで、イノシシが入るということで、周囲は全部柵をしてました。夜は普通の人には行けないような山奥でした。本人(借受人)もがんばって作るということでありますので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑を受けます。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案11号、12号について、借受人が同じですので、議席番号24番佐藤 靖司委員

さん、続けて説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

貸付人の河村さんは、お父さんが亡くなった後も、一人で稲作をしていたんですが、大分に通勤をしているので、なかなか一人ではできないということで、二宮さんをお願いをしました。

12号の貸付人の津行さんは、千葉の方に転勤しておりましたが、現在は大分に帰ってきており、大分に住んでおります。以前は利用権を設定していたんですが、その方が体調不良で作れないということで、二宮さんをお願いをしました。二宮さんも大規模農家であり、何ら問題はないと思います。

議 長

11号、12号について質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案13号について、議席番号8番吉廣 順一委員より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

この案件、私の方で印鑑をついた覚えはないんですが・・・。

(議案の原本を吉廣委員へ見せる。)

勘違いをしておりました。土地を確認して、書類に印鑑をつけております。本人に初めて会ってわからないことがあったので、色々聞いております。問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案14号について、議席番号31番大塚 弘士委員より説明をお願いします。

31番大塚 弘士委員

大塚洋二さんですが、50頭規模の畜舎をつくるということで、水田を利用したいということで、話にきました。そういう中で新規に伊藤さんとの契約が結ばれたものと思います。機械等については、大型を持っておりますので、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認します。

議案15号について、議席番号11番廣瀬 啓治委員より説明をお願いします。

11番大澤 英之委員

貸付人の甲斐さんですが、会社を退職してから農業をしてたんですけど、最近では体調が良くないと言うことで、面積を減らしたい意向がありました。工藤さんは、甲斐さんの田んぼの近くに約1町7反の小作契約をしております、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案16号について、私が借受人となっておりますので、会議規則12条の規定により退席いたしますので、議事進行を栗林副会長さんをお願いします。

栗林副会長

会長が議事参与制限をうけるということで退席しましたので、代わりに私が議事進行をいたします。よろしくお願いします。

議案16号について、議席番号9番後藤 慶子委員より説明をお願いします。

9番後藤 慶子委員

貸付人の縣さんは、熊本の方にお住まいですので、会長はたくさん作っているののでできないと言ってたんですが、隣であり、どうしてもお願いしたいと言われ、引き受けたそうです。会長は、農機具もたくさん所有しており、後継者もいるということで、何ら問題はないと思います。

栗林副会長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

会長さん、お入り下さい。

縣会長さんへ報告いたします。

審議の結果、多数で承認されましたので、報告いたします。

それでは会長の方に進行役を戻します。

議 長

議案17号について、議席番号34番小山 豊康委員より説明をお願いします。

34番小山 豊康委員

小野君は、体調を悪くして百姓ができないということで、借受人の太田さんは、親戚にあたりまして、農機具等も持っておりますので、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案18号から20号について、借受人が同一ですので、続けて説明をお願いします。
議席番号7番佐藤 義男委員さんよりお願いします。

7番佐藤 義男委員

以前は庄内の方が作っていたんですけど、その人が作れないようになったそうです。今回から中村さんが作るようになったそうです。農機具等は一切持っているそうです。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可取消について」

(議案21号 1件)

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可取消について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可取消について朗読説明。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案22号～23号 2件)

議 長

日程4、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について朗読説明。

議案22号から23号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案22号について、議席番号2番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2番加藤 正信委員

受人の工藤さんは、農業の傍ら不動産業を営んでおります。先般、渡人と受人との間で戸建て住宅の宅地の受渡が完了しております。その隣接地に今回申請しました畑223㎡があります。渡人はわざわざ畑まで来て管理できないので、一緒に引き取ってもらいたいということのようです。工藤さんは農業を専門にやっております、大型機械が入るような土地ではありませんが、十分管理はできると思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案23号について、議席番号30番佐藤千代信委員より説明をお願いします。

30番佐藤 千代信委員

葦原さんは、旦那さんが亡くなって、自分では農業ができないということで、工藤さんがつくってあげようということになったようです。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程5「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案24号 1件)

議 長

日程5、農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説

明をお願いします。

事務局

日程5、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明
議案24号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

議案24号について、議席番号7番佐藤 義男委員より説明をお願いします。

7番佐藤 義男委員

ここは山道を1kmほど入った山の中です。周囲も山林です。25年生ぐらいの木が植わってました。これはどうしようもならないということで、承認しました。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程6「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案25号～27号 3件)

議長

日程6、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程6、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明
議案25号から26号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案27号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案25号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

図面の4ページをご覧ください。工藤さんとの擁壁を改修するということです。雨水対策も万全でありまして、右側の畑にも影響は一切無いと考えられます。

議長

質疑を求めます。

14番田中 俊行委員

工藤龍二さんの住所が、(議案と図面の字図で)違うんですが、どちらが本当なんですか。

事務局

(申請書を確認)

添付されている住民票は、議案に載っている「挾間町鬼崎85-2」となっております。図面が間違っております。

議長

田中委員さん、よろしいでしょうか。

14番田中 俊行委員

はい。

議長

他にご意見はないでしょうか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議案26号について、議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

この前、住宅を建てたいということで、現地に行ってきました。草がボウボウで、これまで田を作っていたんだらうかとびっくりしました。周りの人はこれで黙っていたのかと思いました。これからは家が建つことで環境がよくなると思い、許可しました。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議案27号について、議席番号30番佐藤 千代信委員より説明をお願いします。

30番佐藤 千代信委員

地図は10ページに載っております。庄内の町営住宅の近くですが、先ほどの議案でもありましたが、工藤さんの子供さんが家を建てるとということで、葦原さんの土地を購入することになったそうです。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

続きまして日程7ですが、ここで5分間の休憩をいたします。

○日程7「農業振興地域整備計画の変更について」

(13件)

議 長

日程7、農業振興地域整備計画の変更について、13件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程7、農業振興地域整備計画の変更について議案朗読説明
詳しい説明については、農政課の方からいたします。

農政課担当

農政課の担当より説明

議 長

箇所番号1の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号2の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号3の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号4の除外について、質疑を受けます。
ご意見ないでしょうか。

1 3 番佐藤 幸市委員

慶寿苑の交流施設というのはわかるんですけど、今日来るときにここは圃場整備をしているところではないかと思って見たんですけど、実際にもう工事に入っているんじゃないでしょうか。

農政課担当

まだ、工事はされておられません。

2 5 番栗林 睦和委員

今、やっているところとは違います。

(この分は) 玄関の横のところですよ。阿蘇野寄りのところですよ。

議 長

佐藤委員さん、よろしいでしょうか。

(はい。)

他にご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 5 の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 6 の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ここは、写真で見ると既に宅地になっているように見えるが・・・)

(始末書はついているようだが。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 7 の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 8 の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 9 の除外について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 10 の編入について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 11 の編入について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 12 の用途変更について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

箇所番号 13 の用途変更について、質疑を受けます。

ご意見ないでしょうか。

(ありません。)

採決いたします。

意見無と答申してよい委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、意見無と答申いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。